

# 滋賀の生涯学習社会づくり推進協議会設置要綱

## (設置)

第1条 滋賀の生涯学習社会づくりの推進にあたって、県民の意見や要望を広く反映し県民の生涯にわたる学習を総合的に支援するため、滋賀の生涯学習社会づくり推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

## (所掌事務および意見の具申)

第2条 推進協議会の所掌事務ならびに意見具申は、次の各号に掲げるとおりにする。

- (1) 滋賀の生涯学習社会づくりの推進に関わる施策に関する事。
- (2) 県民の生涯学習社会づくりを促進するための調査・研究に関する事。
- (3) 滋賀の生涯学習社会づくりに関わる事業等の連絡調整に関する事。
- (4) 滋賀の生涯学習社会づくりの推進に関わる意見具申に関する事。
- (5) その他滋賀の生涯学習社会づくりを推進するうえで必要な事項に関する事。

## (組織)

第3条 推進協議会は、委員15人以内で組織する。

## (任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長および副会長)

第5条 推進協議会に、会長及び副会長を一人置き、委員の互選によってこれを定める

2 会長は、会議の議長になり会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその会務を代理する。

## (委員)

第6条 委員は、学識経験を有する者等から、教育委員会が委嘱する。

## (会議)

第7条 推進会議の会議は、会長が必要に応じて招集する。

## (専門委員会)

第8条 推進協議会に専門的な事項を審議するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、学識経験を有する者等や県及び県教育委員会の職員のうちから、会長が指名し教育長が委嘱する。

## (幹事)

第9条 幹事を若干名置き、滋賀県生涯学習推進本部の幹事をこれに充てる。

## (事務局)

第10条 推進協議会の事務局を、県教育委員会事務局生涯学習課内に置く。

## (その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

## 付 則

この要綱は昭和63年12月4日から施行する。

この要綱は平成8年6月26日から施行する。

この要綱は平成16年4月26日から施行する。

この要綱は平成20年4月1日から施行する。